

第24回福岡県職員倫理審査会 議事録（要旨）

1 日時

令和4年7月7日（木）10時00分～11時30分

2 場所

福岡県庁4階南棟 教育委員会会議室

3 出席者

小原 清信委員（会長）、樋口 佳恵委員、鐘ヶ江 理恵委員

4 会議の内容

（1）開会

（2）事務局挨拶（総務部次長）

平成14年4月の「職員倫理条例」施行以来、委員の皆様から貴重なご意見を賜りながら、全庁を挙げて職員の倫理保持に関する取組を進めてきた。

しかしながら、今年度も、不適正支出事案と情報漏えい事案について、懲戒処分を行ったところである。

このことは、県行政への信用を著しく失墜させるものであり、誠に申し訳なく、審査会委員の皆様にもお詫び申し上げます。

この不適正支出事案を受け、知事部局では、適正な財務会計事務の確保について、改めて通知を発出し、全庁的な注意喚起を行うとともに、会計課が開催する財務会計事務研修に、会計事務担当者及び支出事務に関わる事業担当者・係長を全員参加させることとしている。

本日は、本県が進める職員の倫理保持に関する取組について、委員の皆様から忌憚のないご意見を頂きまして、本県の取組がさらに効果的なものとなるよう努めてまいりたいと考えている。

（3）議事

職員の倫理保持に関する取組について

- ・事務局から、職員の倫理保持に関する取組について説明を行った。（資料別紙）
- ・主な質疑、意見は以下のとおり。

（委員）

公益通報制度について、通勤届についての通報内容が職場内で解決可能な内容と感じる。上司や職場に相談すれば解決するのではないか。

(事務局)

今回の件について、通報に至るまでの経緯は把握していないが、風通しのいい職場づくりについては、各種研修等と通じて努めていくように所属長には伝えている。

(委員)

「複数の新聞の関係個所をコピーし、回覧」とあるが、これはどういう内容か。

(事務局)

各所属において新聞を購読しており、情報共有等のため自所属に関連のある記事を切り抜き、それをコピーして回覧していたが、著作権上問題があるため、各新聞社との契約なしにコピーしないよう全庁へ周知したもの。なお、業務上コピーが必要な部署については各新聞社と契約している。

(委員)

職員がそのときに持っている不安や悩みなどを引き出すことで、不祥事防止につながるのではないかと思う。

(事務局)

所属長が職員の仕事やプライベートの不安や抱えている問題等がないか聞くよう指導しており、日頃から風通しの良い職場づくりを呼び掛けており、また、職員の異変に気を配るよう指示している。

(事務局)

不祥事の防止には職員間のコミュニケーションが非常に重要と考えており、職員面談を実施するとともに、日頃から職員間でいろいろな相談事とか声かけがしやすいような風通しのよい職場づくりができるように、各所属に取組について指導、助言を行っている。

(委員)

パワハラについて、世間的に注目度が高いが、一方で部下への適切な指導への影響はないのか。

(事務局)

管理監督者に対する研修を行っており、中間マネジメントや適切な部分指導等、機会を通じて研修の中で指導している。

(事務局)

日頃から職員一人一人をよく見て、それに合った指導を行い、褒めるときは褒め、叱るときは叱ることも大事だが、叱る場合はみんなの前で立たせて叱責する、自分の感情だけで怒りをぶつける等、そのような指導ではなく、職員を成長させるという視点で職員を指導するよう研修の場でしっかりと伝えている。

(事務局)

パワハラはもちろん不適切な行為だが、一方で指導というのは必要に応じてしっかりやっていく必要があると考えている。

パワハラ防止についての指針の中でも指導時に留意すべき事項として、部下や後輩を育てるという意識を持って指導する、業務の方向性を示した上で指導する等を定めており、部下職員がしっかり納得して指導を受け止めることができるような、そういう適切な指導を行うように各所属のほうにもしっかり伝えていきたいと考えている。